

がしっかり指導はして欲しいとのことであり、最終的には資格外活動違反の疑いもたれる者について、日本語教育機関に対象者を指定して照会し、対象者の資格外活動状況を確認ということになりました。この運用については、まだまだ改善の余地があると思われるので、各機関からの事例を集めさらなる改善を要望していくべきかと思われます。

### ③問題在籍率の計算に係る特例について

コロナ禍においては、入国制限により、問題在籍率の計算の分母となる在籍者数が、本来の在籍者数より極めて少なくなっているという問題が生じており、2022年(令和4年)の選定においては、特例としてコロナ以前の在籍者数でも分母の数とできるようになっていました。しかし、それはあくまで単年度のことです。2023年(令和5年)の選定については、改めて要望の必要がありました。基本的に、行政はいろいろな配慮をしようと思っただとしても、我々がどのようなことに困っていて、どのようなことをして欲しいのかは、常に発信していかないとなかなか現場の実情を把握することはできません。しかし、各機関が個別に行政に発信しても、行政側は、それが個別機関の問題だとしかとらえず、真剣には取り組んでくれないことがほとんどです。やはり、皆さんがこうすべきと感じた点、疑問点、違和感などは業界団体に集約し、行政側に理解を求める活動が欠かせないのです。本件も、半年ほど言い続け、ようやく実現に至りました。

### ④専任教員の数について

専任教員数については、以前から告示基準附則に、令和4年9月30日までは、定員60人あたり1人以上であるところ、令和4年10月1日からは、定員40人あたり1人以上にすると明記されていましたが、コロナによる経営環境の悪化に入管庁も理解を示してくれて、令和5年9月30日まで延期となっていました。しかし、コロナ後の学生数の回復に伴い、教員不足は深刻化しており、非常勤講師が専任になる希

望を持っているわけでもない現状においては、この実施は極めて困難であるため、さらなる延期の申し入れを行っておりました。本当は、延期ではなくこの定員40人あたり1人以上という基準そのものの見直しが必要ではないかとの問題提起も行いましたが、過去からの流れの中で、そこまでひっくり返すのは大変困難であったため、やむなくさらに当分の間延長という方向で要望を続けました。行政的に当分の間という用語は、かなりの先延ばしを意味するので、半永久的な延長を期待したのですが、結局は、半年のみの延長となりました。今後は、新法の運用において、認定校の専任の数の議論のなかで、本件は改めて要望していくことになろうかと思えます。

### ⑤日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律について

この法律は、本来であれば昨年の通常国会で審議され成立していたかもしれない法律でしたが、参院選等の影響もあり、結局は今年の通常国会でようやく成立となりました。この法律については、単に規制が厳しくなるだけという意識の方も多いかとは思いますが、ようやく日本語教育機関(従来の告示校)の所管が決まった、日本語教師の資格が国家資格としてはっきり位置付けられたという意味で、我々にとって、非常に大きな成果です。昨今は、日本語学校に来る語学留学生以外にも、就労者、生活者と言われる日本語教育が必要な外国人が増加し続けるなか、包括的な日本語教育の仕組みが求められており、それが意識ある国会議員の先生たちの問題意識となっていました。しかしながら、昨年の段階ではまだまだ国会議員の先生方の(いわゆる)日本語学校に対するイメージは非常に悪く、西日本国際教育学院の鎖問題も報道されたこともあり、法律の方向性も日本語教育の主な担い手を我々以外に担わせようとなりかねない状況でした。それが、文化庁国語課による地道な説明により、徐々に議員の先生方の意識も変わ

